

職務分掌細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「本会」という。）の各組織の所掌事務の範囲に関して、「組織規程第10条」により、必要な事項を定めることを目的とする。

(社会・職能局)

第2条 社会・職能局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。

(1) 地域ケア推進事業部

- ① 地域包括ケアシステムに関する事項
 - ・市町村事業への協力事業
 - ・障害者支援に関する事業
 - ・高齢者の福祉増進に関する事業
- ② 介護予防（キャラバン・フェスティバル）に関する事項
- ③ 市民公開講座に関する事項
- ④ その他の関連事項

(2) 地域自立支援センター推進事業部

- ① 北茨城地域自立支援センター事業
- ② 訪問リハビリテーションサポート事業
- ③ 訪問リハビリテーション実務者研修事業
- ④ その他の関連事項

(3) スポーツ支援事業部

- ① 野球支援事業
- ② スポーツ支援事業
- ③ スポーツ関連研修会事業
- ④ その他の関連事項

(学術・教育局)

第3条 学術・教育局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。

(1) 学会・学術誌部

- ① 茨城県理学療法士学会の企画・運営に関する事業
- ② 学術誌「理学療法いばらき」の企画・編集・発行に関する事業
- ③ E B P T（根拠に基づく理学療法）に関する事項
- ④ 隣接学術誌の情報収集に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

(2) 生涯学習部

- ① 新人教育プログラムに関する事項
 - ・研修会の企画・運営
 - ・単位読み替え管理
 - ・単位認定、修了者の申請
- ② 生涯学習基礎プログラムに関する事項
 - ・研修会の企画・運営
 - ・単位認定管理

- ③ 理学療法士講習会の企画・運営に関する事項
- ④ 専門・認定に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

(3) 卒前教育部

- ① 理学療法士養成・卒前教育に関する事項
- ② 教員・臨床実習指導者に関する事項
- ③ 理学療法士養成校、臨床実習施設に関する事項
- ④ 理学療法士養成校学生との連携に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

(普及・啓発局)

第4条 普及・啓発局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。

(1) 広報部

- ① 広報誌「インフォメーション」の編集、発行に関する事項
- ② 広報誌「年報ひたちの」の編集、発行に関する事項
- ③ ホームページ、メールサーバの管理・運用に関する事項
- ④ マスコミおよび電子媒体による情報発信に関する事項
- ⑤ 広告に関する事項
- ⑥ その他の関連事項

(2) 理学療法啓発部

- ① 理学療法週間の統括・調整に関する事項
- ② 理学療法・作業療法・言語聴覚療法進路指導説明会に関する事項
- ③ 理学療法・作業療法・言語聴覚療法見学会に関する事項
- ④ 理学療法および理学療法士の啓発活動に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

(3) 調査・情報部

- ① 理学療法士法および理学療法士関連法規に関する事項
- ② 医療・介護保険制度に関する事項
- ③ 身分、処遇、待遇に関する事項
- ④ 職能、職域に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

(事務局)

第5条 事務局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。

(1) 法人担当

- ① 公益法人に関する事項
- ② 定款・定款細則・規程に関する事項
- ③ 渉外関係の資料に関する事項
- ④ 日本理学療法士協会・他都道府県理学療法士会に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

(2) 総務担当

- ① 総会、理事会、業務執行理事会に関する事項

- ② 事業および会計監査に関する事項
- ③ 事業計画（年間スケジュール）の管理に関する事項
- ④ 表彰式に関する事項
- ⑤ 個人情報の管理に関する事項
- ⑥ その他の関連事項

(3) 庶務担当

- ① 会員管理に関する事項
 - ・入会、休会、退会、異動
 - ・会員名簿
- ② 卒前オリエンテーション、新人オリエンテーションに関する事項
- ③ 賛助会員等との意見交換会に関する事項
- ④ 各種資料・備品の管理に関する事項
- ⑤ 共催、協賛、後援の管理に関する事項
- ⑥ FAX ニュースの編集、発行に関する事項
- ⑦ その他の関連事項

(4) 財務担当

- ① 予算編成・執行・調整に関する事項
- ② 収入管理に関する事項
- ③ 支出管理に関する事項
- ④ 財産管理台帳・固定資産等の管理に関する事項
- ⑤ 税務に関する事項
- ⑥ その他の関連事項

(5) 共益担当

- ① 慶弔に関する事項
- ② 団体補償保険に関する事項
- ③ 会員親睦事業に関する事項
- ④ その他の関連事項

(委員会)

第6条 委員会として以下の委員会を設置する。

(1) 定款組織検討委員会

- ① 組織の検討
- ② 定款・定款細則・各種規程の検討
- ③ その他の関連事項

(2) 表彰委員会

- ① 日本理学療法士協会賞該当者に関する調査
- ② 茨城県理学療法士会表彰に関する調査 その他の関連事項

(3) 倫理委員会

- ① 理学療法の倫理に関する情報の管理・調整
- ② ハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・アカデミックハラスメント・その他のハラスメント）に関する相談窓口
- ③ 会員の懲戒処分

④ その他の関連事項

(4) 選挙管理委員会

- ①茨城県理学療法士会役員選挙の実施
- ②その他、役員選挙に付随する事項

(5) 代議員選挙管理委員会

- ①茨城県理学療法士会代議員選挙の実施
- ②その他、代議員選挙に付随する事項

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

- 1 この細則は、平成27年5月15日から施行する。
- 2 「職務分掌規程」は廃止する。
- 3 この細則は、平成27年11月19日から一部改正し施行する。
- 4 この細則は、平成30年2月14日から一部改正し施行する。